第十二条第二号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第三条第一項に規定する公文書監理官

第十三条第一項中第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条第一項に規定する公文書監理官及び参事官

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　デジタル審議官及びデジタル庁設置法第十三条第一項に規定する職

第十六条第一項第一号中「第八号」を「第九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、同項第四号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同項中第二十一号を第二十二号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　デジタル庁

第十七条中「若しくは第六号から第十九号まで」を「、第六号から第八号まで若しくは第十号から第二十号まで」に改める。

第十九条第一号中「及び第六号から第二十号まで」を「、第六号から第八号まで及び第十号から第二十一号まで」に改める。

第三十三条第三号及び第三十六条中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

別表第二金融庁の項の次に次のように加える。

デジタル庁	デジタル審議官

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第二十二条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第三欄第一号中「内閣府の事務次官」の下に「、デジタル審議官」を加え、同欄第二号中「第十七条第五項に規定する局長」の下に「、デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）第一条第一項に規定する統括官」を加え、同欄第三号中「第十七条第五項に規定する部長」の下に「、デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官」を加え、同欄第四号中「第十七条第五項に規定する課長」の下に「、デジタル庁組織令第三条第一項に規定する参事官」を加える。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十三条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　デジタル庁

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「内閣府令」を「デジタル庁令」に改める。

第十八条第二項第一号及び第四号中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。

第二十条第一項中「総務省令」を「デジタル庁令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条の見出し中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「総務省令」を「デジタル庁令」に改め、同条第二項及び第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「総務省令」を「デジタル庁令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条第一項及び第二項各号中「総務省令」を「デジタル庁令」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「総務省令」を「デジタル庁令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十八条中「総務省令」を「デジタル庁令」に改める。

第四十五条中「内閣府令・総務省令」を「デジタル庁令・総務省令」に改める。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第二十五条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　デジタル庁

第十条第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「カジノ管理委員会」の下に「、デジタル庁」を加える。

（サイバーセキュリティ基本法施行令の一部改正）

第二十七条　サイバーセキュリティ基本法施行令（平成二十六年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改める。

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

デジタル庁	東京都千代田区紀尾井町一番三号に所在する庁舎

（平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令

第一条、第三条の表、第四条第四項及び第七項並びに第七条の表中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三を第二十七条の五とし、第二十七条の二を第二十七条の四とし、第二十七条の次に見出し及び二条を加える改正規定中「総務省令」を「デジタル庁令」に改める。

附則第二条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第四条のうち住民基本台帳法施行令第三十条の八の二第二項の改正規定中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。